喜多方市立塩川中学校長 武藤幸意

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業または学年・学級閉鎖の基準について(お知らせ)

余寒の候、保護者の皆様にはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、2月4日現在において、新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された生徒はいないため、通常の学校運営を行っておりますが、これは、市教育委員会で定めた基準により対応しているところです。

つきましては、市教育委員会より、この基準について保護者へ周知するよう通知がありましたので、お知らせいたします。今後とも、感染対策にご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 臨時休業または学年・学級閉鎖を検討する条件 以下の2つの条件のどちらかを満たせば、休業または閉鎖を検討する。
- (1) 児童生徒および教職員において、PCR検査の結果、1名でも陽性が判明した場合
- (2) 児童生徒および教職員において、1名でも濃厚接触者と認定された場合
- 2 1の例外
  - ○1の(1)であっても、休業等を行わない場合は以下の通りとする。 児童生徒および教職員において、陽性が判明した日より2日前までの間に他の児童生徒との接触が ない場合は、休業等にはならない。
  - ○1の(2)であっても、休業等を行わない場合は以下の通りとする。 児童生徒および教職員において、出勤および登校していない状態で濃厚接触者と認定された場合 は、休業等にはならない。
- 3 臨時休業または学年・学級閉鎖の開始日と終了期日については、陽性が判明した場合、濃厚接触者と 認定された場合で対応が異なるが、教育委員会、学校医および会津保健所と協議し、決定することとす る。
- 4 濃厚接触者の認定については下記の通りとする。
- (1) 感染者と同居している場合に認定される。
- (2) マスクなし(正しい着用でない場合も含む)の状態で、感染者と1m以内で15分以上接触(会話など)した場合に認定される
- 5 その他

万が一、休業または学年・学級閉鎖になる場合は、あらためてお知らせいたします。

(事務担当者:塩川中学校 教頭 石原信太郎 27-2021)